

教育保育環境 ガイドライン

第1版



豊中市

平成31年(2019年)4月

も く じ

1.	はじめに	1
2.	目 的	2
3.	教育・保育の質の確保にかかる市の取組みと、ガイドラインの位置づけ	3
4.	教育・保育の質の確保にかかる各園での取組み	5
5.	ガイドラインの活用方法	5
6.	【参考 1】「市立幼保連携型認定こども園全体計画」におけるめざす子ども像、発達の姿等	10
7.	「教育保育環境 ガイドライン」乳児編	12
8.	「教育保育環境 ガイドライン」幼児編	44
9.	【参考 2】施設監査 指摘区分 一覧表	76
10.	【参考 3】確認監査 指摘区分 一覧表	77
11.	【参考 4】リーダーシップについて	79
12.	【参考 5】幼児教育において育みたい資質・能力、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿等	86
13.	おわりに	88

豊中市 教育保育環境 ガイドラインについて



1. はじめに（背景及び趣旨）

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、教育・保育の質の重要性が着目されています。

全国的に待機児童解消が重要課題と位置づけられ、子ども・子育て支援制度において「必要とするすべての家庭が利用できる」支援をめざすと共に、「量の確保」と「質の確保」両面からの支援を基本としています。

また、平成30年度（2018年度）に施行された幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明記されました。必ずしも、その姿まで育てなければならないといった「到達目標」ではありませんが、子ども達に付けてほしい力、小学校への円滑な接続のために必要な力として、小学校の学習指導要領と繋がった形で書かれています。これらの要領や指針では、環境に関わって、子どもが主体的、対話的で深い学びができるようにという方向は示されていますが、ねらいを達成させるための具体的な活動については、それぞれの園に委ねられています。

豊中市では、平成30年度（2018年度）当初の待機児童解消をめざし、既存園に加え、新規事業者の参入や新たな施設形態である「小規模保育事業所」を認可するなど、「量の確保」を進めてきました。これらは子ども健やか育み条例、人権保育基本方針の趣旨のもと進めてきていますが、豊中市内のすべての就学前の子ども達が、「質」の高い教育・保育を受けることができる状況を作るためには、小規模保育事業所を含め、すべての幼稚園、保育所、こども園などの教育・保育内容の実態を把握することが必要です。

また教育・保育の基準や振り返りのしくみを作り、課題を見つけて改善していくこと、つまり教育・保育の質の評価をすることが、求められています。多様な保育方針の中で、質の確保のために最低限必要な環境や関わり、子ども理解などについての評価の基準を、豊中市として定める必要があります。

以上のことから、教育・保育内容の評価の仕組み作りの土台となる公民共通の保育環境評価ツールとして、「教育保育環境ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定したものです。

2. 目的

このガイドラインは、各園で活用されることにより、以下の観点から市として最低限の教育・保育レベルを確保すると共に、主体的・継続的な教育・保育の質の向上のサイクルに寄与することをめざしています。

- 要領、指針に書かれている、幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿など、学びの基礎になる力を、豊中市の全就学前の子ども達がつけるために、すべての教育・保育施設において質の確保を行う。
- 「豊中市子ども健やか育み条例」「人権保育基本方針」などを土台にしながら、豊中のこれまで積み重ねてきた、教育・保育を継承し、さらなる質の確保を行う。

〈 参 考 〉

豊中市子ども健やか育み条例・子どもの健やかな育ちの推進にかかる基本理念

- ・子どもの人権の尊重をすべての取組みの基礎とする
- ・子どもの年齢及び成長に応じ、その思いや意見を尊重し、子どもにとっての最善の利益を実現するために必要なことを子どもと大人が共に考える
- ・子どもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長できるよう、子どもの力を信頼し、または認めると共に、その個性や能力を発揮することができる機会を提供するほか必要な支援を行う

豊中市人権保育基本方針の基本理念

一人一人の人権を大切に作る保育

「子ども一人一人の願いや、思いが大切にされる保育」「自尊感情を育む保育」「仲間との豊かな関係で輝いて生きる保育」

3. 教育・保育の質の確保にかかる市の取組みと、ガイドラインの位置づけ

(1) これまでの市の取組み

各就学前施設においても保育者の自己評価や第三者評価などを実施していますが、豊中市としての教育・保育の質の確保のための主な取組みは下記のとおりです。

○施設監査・確認監査

豊中市では、すべての特定教育・保育施設等に対し、子どもの安全と適正な施設等の運営、また、教育・保育の質を担保するため、認可制度などに基づく指導監査（施設監査）と、確認制度に基づく指導監査（確認監査）などを実施しています。

特定教育・保育施設等に対する指導監査については、年1回すべての施設に立ち入り、「職員処遇」「利用者支援」「食事提供関係」「施設会計」などを確認し、改善事項の指摘とその改善の確認等を行っています。確認監査については、集団指導と実地指導により、運営規程や重要事項説明書、職員配置、施設型給付費等について指導を行っています。

（☞ 各評価項目については資料 76～78 ページ参照）

認可外保育施設に対しては、「認可外保育施設指導監督基準」に基づき、運営状況や設備状況等について年1回立入調査を実施しています。

○就学前施設全体研修

就学前施設それぞれにおいても、園内・園外研修を行っていますが、豊中市では、認可外保育施設を含めたすべての施設を対象に年間を通じて研修を開催しています。教育・保育実践研修、障害児保育、人権研修、今日的課題（実技・接遇・乳児保育・制度など）幼保小連絡協議会研修、保健等、様々なテーマにおいて、外部研修の機会提供をしています。

(2) 教育・保育の質とガイドラインの位置づけ

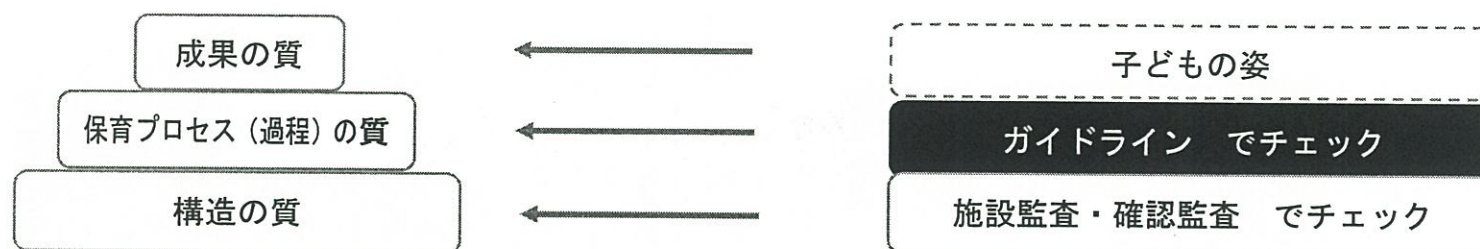
教育・保育の「質」については様々な先行研究があり、社会や文化の価値に基づく相対的・多元的な概念を含むため、単純に定義することは難しいといわれていますが、主に、構造の質、保育プロセスの質、成果の質などがあります。

構造の質については、上記の指導監査などによって担保できると考えています。成果の質については、子どもの姿に現れるものであり、特に単年度では測ることが難しいものです。

保育プロセス（過程）の質については、それぞれの園の特色ある教育・保育は尊重されるものですが、子ども達にとって必要なこと

が守られているのかについて把握し、全体的な計画の中に示されている活動や配慮、関係について、共有する必要のあるものを抜き出して評価項目として生かしていくことが大切です。

そこで、保育プロセスの質について、このガイドラインでチェックできるよう、「新・保育環境評価スケール〈3歳以上〉」（テルマホームス、リチャードM. クリフォード、デビィ・クレア著・埋橋玲子訳、法律文化社、2016年）を参考にしながら、豊中市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所など、公立・民間園（社会福祉法人、株式会社、学校法人、宗教法人など）の保育教諭等で構成する「質の評価検討作業部会」を平成29年度（2017年度）に設置し、各園で大切にしていることを出し合いながら、豊中市独自のチェック項目を作成しました。



(3) リーダーシップの質について

就学前施設では、組織としては一般的な企業や行政などのトップダウンのピラミッド型の形態とは違い、施設長が権限をすべて持つものではなく、同僚性等が発揮されやすいよう、職員一人一人が平等でありフラットな関係性の中で業務が行われます。その中で施設長の意識や思い・価値観・能力によってその組織の運営は大きく左右されます。特に保育という営みは人との関わりを基本とした活動であり、その人的な環境が保育の質や内容に大きく影響を与えます。保育の質を高める為に重要なことは、その組織の人材の活性化であり、フラット型の組織運営の中では、それぞれが権限と責任を持ちながら業務に当たります。その個人の能力や専門性の発揮が期待されるようマネジメントを行い、人的資源を最適化することが必要であり、サブリーダーの役割が重要なものになってきます。

これらについては、各施設の状況によって違いがありますので、それぞれの施設の教育・保育の質の向上に活かせるよう、参考資料を添付しています。（☞ 79～85 ページ参照）

4. 教育・保育の質の確保にかかる各園での取組み（各保育者における自己評価と園評価）

園全体と保育者の主体的な質の向上を図るためには、以下2つの評価を行う必要があります。

- ☆ 保育者個々の指導力など自己課題を見つける ⇒ 保育者個々の「自己評価」
- ☆ 総合的な、園としての課題を見つける ⇒ 「豊中市教育保育環境ガイドライン」等（「園評価」）

教育・保育施設は、各施設類型の法令によって園評価を実施する義務があり、各園が個々に園評価を実施しており、中には第三者評価を受審し公表している施設もありますが、このガイドラインは、豊中市内の就学前施設の園評価として、統一基準を示すものです。

このほか、園において研修体系を整備するなど、施設長及び保育者のリーダーシップについては上述したような視点で、常に質の向上に取り組む必要があります。

5. 教育保育環境ガイドラインの活用方法

(1) ガイドライン評価項目のポイント

このガイドラインは、下記のポイントをもとに項目を作成し、各園が個々に教育・保育を振りかえることができるチェック項目となっています。

① 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の視点から

平成30年（2018年）から改訂された、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領には、以下の視点が示されています。（☞ 86～87 ページ参照）



A 育みたい資質、能力

- 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性など」

これら3つの柱は、個別に取り出して身に付けさせるものではなく、「遊びを通しての総合的な指導を行う中で、一体的に育んでいくことが重要」としています。そして、その実現のために、指導計画の作成上の留意事項について、内容の充実が図られています。

B 幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿

「健康な心と体」「豊かな感性と表現」「言葉による伝え合い」「数量、図形、文字等への関心、感覚」「自然との関わり、生命尊重」「思考力の芽生え」「社会生活との関わり」「道徳性、規範意識の芽生え」「協同性」「自立心」

「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」は、ねらいや内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の修了時の具体的な姿であり、指導を行う際に考慮するものとして、上記のような姿が示されています。

C 指導の改善を図る視点

主体的・対話的で深い学び

- 幼児教育における重要な学習としての遊びは、環境の中で様々な形態により行われている。主体的な学び、対話的な、深い学びができているかという視点から指導の改善を図っていくことが必要。

上記の通り、遊びの中で主体的、対話的で深い学びができているか、指導の改善を図ることが必要で、そのポイントは、例えば、非認知能力の発達をとらえる研究で示されているキーワード

『挑戦・試す・試行・安定・安心・満足感・観察力・自発性・主体性・能動性・葛藤・共有・つながる・思いやり・一体感・目的を持つ』

などが考えられます。このポイントは、豊中市人権保育基本方針の中でねらいにしてきたことと「安心・葛藤・思いやり・一体感・つながる・共有」など共通する部分も多く、人間性を育むということでは、中心となるポイントとなっています。

また、保育者の役割として、一人一人の特性に応じた教育・保育を考えていくためには、子ども理解に基づく環境が必要で、子ども理解を出発点として、遊び活動の指導の改善をしていく必要があります。

つまり、全体的な計画にあるように、生活と遊び、関係と活動の面から、物的環境、人的環境が必要だと考えられます。

そこで、それぞれの活動や環境について、次のような項目を考え、今、個々の園で大事にしていること、行われていることを出し合い、それをもとに、段階に分け評価の基準を作りました。

② 環境要因から

環境要因には物的環境と人的環境があり、以下の視点で項目を作成しています。



物的環境 … 物や場所があるかどうか
… 十分（必要）な時間がとられているかどうか

人的環境 … 子ども理解をして、発達に応じた対応ができているか、一人一人に応じた援助ができているか
… 遊びたいと思える大人や友達との関係があるか

※評価項目においては、人的環境の評価項目には **10-10** のように、項目番号に枠囲みをしています。

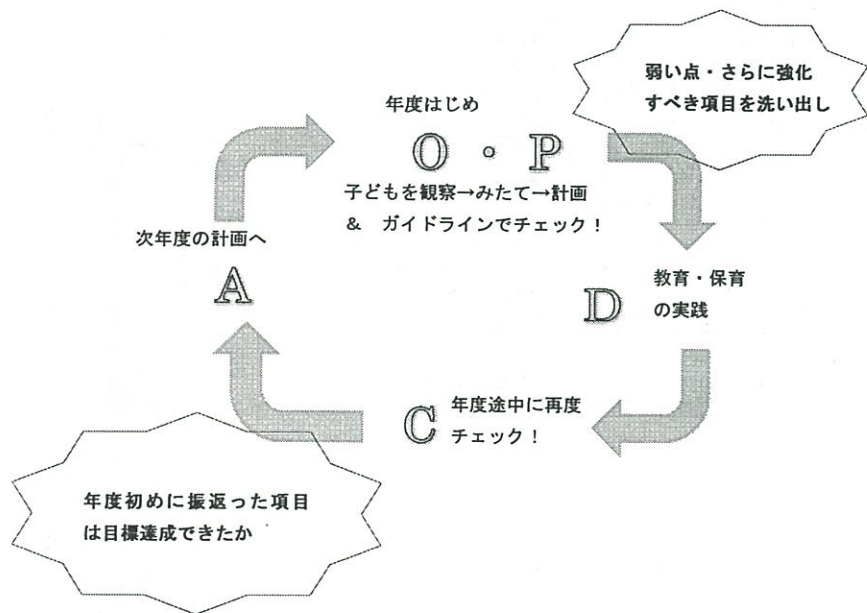
(2) 実施方法

このガイドラインは、園全体で活用することを想定しています。園長、副園長だけでなく、クラス担任も実施してみるなど、複数の目で実施し話しあうことが大切です。実施時期は、年度初めに、一部のクラスをピックアップするなどして園で実施し、できていない点があれば、課題をクリアする手立てを検討します。そしてこれを、教育・保育の実践の中でO-P-D-C-A※サイクルによって常に振り返ることが大切です。※O（observation＝観察。）まずは子どもの様子、クラスの様子をよく観察すること（子ども理解）が重要です。その時々の子どもの様子に沿って、PDCAサイクル（plan 計画-do 実行-check 評価-action 改善）をまわしていくこととなります。

なお、豊中市幼児教育サポートセンター※2を活用することも有効です。

（※2…大阪府の幼児教育アドバイザー育成研修認定者による巡回支援等）

備考には、注釈、事例・写真などを、掲載しています



評価項目	いい	まあ	悪い	備考(注釈・事例など)
① 多様性の要素				
1-1 多文化など日本とは異なる社会や文化に慣しむ環境がない				
1-2 多様性を受容できるような環境や保育の計画がない				
1-3 保育者がステレオタイプの固定観念を持っている				
<各項目の要点>				
★ その遊びができる場所(空間)があるか				
★ その遊びができる遊具(おもちゃや道具)があるか				
★ 遊ぶ時間はどうか				
★ 人的環境があるか				
2 2-1 世界地図や旗などいろいろな国があることを子どもに知らせる環境がある				
2-2 子どもが、多様な文化に触れる機会がある				
2-3 子どもが、自分の地域や国の文化などを知る機会がある				
2-4 多文化など多様性を理解して、違いを認める保育者がある				
3 3-1 クラスに応じた多文化への興味、関心が広がる教材がある(ダンス 歌 絵本 ことば 食育など)				
3-2 多様な国、家族構成、肌や体の違いなどを認め合えるような保育計画や環境がある(たとえばジェンダーを固定的に捉えるような遊具は置かないなど)				
3-3 自分の国の事や、地域、国のことなど知っていて、そのことについて話せる機会がある				
3-4 多様性を受容し、実践つづけた児童で居ないで、観察したり、知ってほしいとする保育者がある				
4 4-1 子どもが多様な文化に触れる機会をもつ				
4-2 自分の知っている国の事、地域の事など、子どもが発言できる機会がある				
4-3 多様性を受容できるような機軸ができる保育者がある				
備考				

ここにチェック

評価した理由や今後に向けた動きなどを記載

2-3 さまざまな国のお話を聞く機会を大切にしている(例えば、国際交流センター職員招聘するなど)

2-4 ルーツとなる国が違ってもいいだけでなく、LGBTの両性や裸が持っている子ども、家族の作りか、ジェンダーやマイノリティに親しんで、同じところ、違うところを肯定的に受け止め、理解できるように機会があり、固定的なイメージにつながらない遊具について見直しをすることが必要、様々な違い(多様性)を受け入れることで、一人一人が豊かになるように保育の中に生かしていく。

4-1 たとえば、「言葉」では手話、色々な国の言葉、ジェスチャーなどに触れるということ

3-2 さまざまな肌の色の赤ちゃん人形で遊ぶ

3-2 世界の食事も紹介

先述したように、評価項目は「物的環境」「人的環境（10-10のように、項目番号に枠囲みしたもの）」の2種類に分けています。

評価項目ごとに、1. 不適切 2. 最低限 3. よい 4. とてもよい の4段階に分け、「よい」を一つの基準にして、理想的な姿は、4とします。

また1については、環境が用意されていないということなので、少なくとも2になるように整えてもらうというように各園で年度初めと年度途中で評価して、課題を見つけ、改善するなど利用していきます。その際、評価表のmemo部分に、課題になることや、保育者の意見などを記入しておくことで、園で話しあい、次の評価に生かしていくようにしていきます。

この、チェック後にその評価理由や内容を話し合うことこそが重要であり、これによってより保育のあり方を園で共有化し、深めていくことができます。

□評価結果の記載方法□

評価は、実際の保育を観察して行います。おおむね2時間から半日程度必要です。見ることができない項目も想定されますので、あらかじめ聴き取るべき内容については、提出していただいた保育計画などの資料に基づき、聴き取りを行います。

評価項目において、評価1に一つでも「はい」がある場合、または、評価2に一つでも「いいえ」があれば、評価の柱における評価結果は1になります。

評価2がすべて「はい」の場合に、次の段階である評価3をチェックします。この結果、評価3にひとつでも「いいえ」があれば、評価結果は2となります。

以上のように、次の評価の段階に行くためには、その段階のすべてを満たす必要があります。これらの結果を、12ページ(乳児編)44ページ(幼児編)の評価シートに記入し、総合的な評価を行います。こうして、評価結果を数字として可視化し、バランスをみることにも意味はありますが、もっと重要なことは、このガイドラインに基づいて、何が不足しているか課題を見い出し、よりよい保育をめざすための目標を設定することです。

【参考1】「豊中市立幼保連携型認定こども園全体計画」のめざす子ども像、教育・保育課程、発達の姿など

めざす子ども像

A 健やかな心と体をもつ子ども

- * 自分自身がかけがえのない命をもって生まれてきたことを実感し、生きる意欲をもち、自分の体を大切にする子ども
- * 病気や障害のある子どもも含めてその子どもなりの感覚を自ら働かそうとし、身体を動かすことが楽しいと思う子ども

B 主体的に考え行動する子ども

- * 自ら見通しをもって主体的に遊び、生活する子ども
- * 友達と一緒にすることや協力することで、遊びが楽しくなったり豊かになったりすることを実感する子ども

C 豊かな感性をもつ子ども

- * 自分が好きで、自分のことを大切に思う子ども
- * 意欲的に身近な環境や人とかかわっていく子ども

D 自分なりに表現する子ども

- * 思いや感じたことを自分なりの表情やしぐさ、言葉で表現する子ども
- * 経験したことや絵本などのイメージを、友達と共有して様々な表現を楽しむ子ども

教育・保育課程（全体的な計画）・発達の姿 >>> 市ホームページ [HTTP://www.city.toyonaka.osaka.jp](http://www.city.toyonaka.osaka.jp) に掲載

「豊中市立幼保連携型認定こども園全体計画」で検索



教育保育環境ガイドライン



乳児編 12~43



幼児編 44~75